

料金表

【みらい・じもとつながるビズプラン用】

株式会社地域創生ホールディングス

〔2026 年 11 月 1 日改定版〕

■適用

- (1) この料金表は、当社の電気供給約款【みらい・じもとつながるビズプラン用】（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、各用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) この料金表の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) この料金表に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

■実施期日

この料金表は、2025 年 8 月 1 日から実施いたします。

制改定履歴

2025 年 8 月 1 日制定

2026 年 7 月 1 日改定

2026 年 11 月 1 日改定

1 電灯需要

- (1) 地域みらい、札幌みらい、岩手みらい、宮城みらい、福島みらい、新潟みらい、常陸みらい、茨城みらい、群馬みらい、東葛みらい、相模みらい、富士みらい、信州みらい、百万石みらい、三重みらい、阪神みらい、北摂みらい、泉州みらい、岡山みらい、鳥取みらい、島根みらい、愛媛みらい、福岡みらい、熊本みらい、日本介護みらい、中華みらい、業種応援みらい、店舗みらい、事務所みらい、じもとつながるビズプラン

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：3,850 円（税込）

契約解除料：9,800 円（不課税）

更新月：料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月）から起算して 60 ヶ月目とその翌月

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 7（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）供給約款別表 8（支払繰延規定）に定める繰越金額および供給約款別表 9（送配電事業者託送料金改定分）に定める送配電事業者託送料金改定分の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流または契約容量に応じて、下表に定めるとおりといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロ、ハおよびニそれぞれの算定式によって求められる金額の総額とする。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものいたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量×各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

ハ 使用電力量×一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

ニ 供給管理費

供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額といたします。

〔使用電力量×供給管理費単価× (1＋消費税率)〕

供給管理費単価は、12 円（税別）とします。

※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものいたします。

※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものいたします。

※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものいたします。

※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものいたします。

※5：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N

月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものといたします。

※：じもとつながるビズプランにおける自治体への寄付については、供給約款別冊 11（電気料金に基づく自治体への寄付）にて定めるとおりといたします。

<供給区域①>

■従量電灯 B 又は C に適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）					
	従量電灯 B 契約電流が 20 A から 60 A まで					従量電灯 C
	20 A	30 A	40 A	50 A	60 A	6 kVA 以上 50kVA 未満
	1 需要場所あたり					1 kVA あたり
北海道エリア	644. 16 円	966. 24 円	1288. 32 円	1610. 40 円	1932. 48 円	322. 08 円
東北エリア	591. 36 円	887. 04 円	1182. 72 円	1478. 40 円	1774. 08 円	295. 68 円
関東エリア	498. 80 円	748. 20 円	997. 60 円	1247. 00 円	1496. 40 円	249. 40 円
中部エリア	513. 82 円	770. 73 円	1027. 64 円	1284. 56 円	1541. 47 円	256. 91 円
北陸エリア	484. 00 円	726. 00 円	968. 00 円	1210. 00 円	1452. 00 円	242. 00 円
九州エリア	505. 98 円	758. 97 円	1011. 96 円	1264. 96 円	1517. 95 円	252. 99 円

<供給区域②>

■従量電灯 A 又は B に適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）		
	従量電灯 A	従量電灯 B ※ 1	
	6kVA 未満	6kVA までの部分	6kVA を超え 50kVA 未満の部分
	1 需要場所あたり		1 kVA あたり
関西エリア	365. 80 円	365. 80 円	116. 16 円
中国エリア	531. 77 円	531. 77 円	130. 68 円
四国エリア	466. 82 円	466. 82 円	145. 20 円

※ 1 6kVA を超える場合は、6kVA までの部分の基本料金に、6kVA を超えた分の kVA 数に 1kVA あたりの単価を乗じた金額を加算した額とします。

(2) 地域みらい恵、札幌みらい恵、岩手みらい恵、宮城みらい恵、福島みらい恵、新潟みらい恵、常陸みらい恵、茨城みらい恵、群馬みらい恵、東葛みらい恵、相模みらい恵、富士みらい恵、信州みらい恵、百万石みらい恵、三重みらい恵、阪神みらい恵、北摂みらい恵、泉州みらい恵、岡山みらい恵、鳥取みらい恵、島根みらい恵、愛媛みらい恵、福岡みらい恵、熊本みらい恵、日本介護みらい恵、中華みらい恵、業種応援みらい恵、店舗みらい恵、事務所みらい恵、じもとつながるビズプラン恵

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：3,850 円（税込）

契約解除料：9,800 円（不課税）

更新月：料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月）から起算して 60 ヶ月目とその翌月

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および供給約款別表 7（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流または契約容量に応じて、下表に定めるとおりといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロおよびハそれぞれの算定式によって求められる金額の総額といたします。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものといたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ $30 \text{ 分コマ}(\text{※2})\text{ごとの使用電力量} \times \text{各 } 30 \text{ 分コマに対応するエリアプライス}(\text{※3}) \div (1 - \text{損失率}(\text{※4})) \times (1 + \text{消費税率})$

ハ 使用電力量×一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5) $\div (1 - \text{損失率}(\text{※4})) \times (1 + \text{消費税率})$

※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。

※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものといたします。

※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものといたします。

※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものといたします。

※5：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものといたします。

※：じもとつながるビズプラン恵における自治体への寄付については、供給約款別冊 11（電気料金に基づく自治体への寄付）にて定めるとおりといたします。

<供給区域①>

■従量電灯Cに適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）
	6 kVA 以上 50kVA 未満
	1 kVA あたり
北海道エリア	1266. 10 円
東北エリア	1216. 60 円
関東エリア	1220. 67 円
中部エリア	1204. 50 円
北陸エリア	1232. 00 円
九州エリア	1217. 38 円

<供給区域②>

■従量電灯B（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）
	6 kVA 以上 50kVA 未満
	1 kVA あたり
関西エリア	1080. 87 円
中国エリア	1092. 23 円
四国エリア	1103. 59 円

(3) 地域みらいオフィス補助金 F、札幌みらいオフィス補助金 F、岩手みらいオフィス補助金 F、宮城みらいオフィス補助金 F、福島みらいオフィス補助金 F、新潟みらいオフィス補助金 F、常陸みらいオフィス補助金 F、茨城みらいオフィス補助金 F、群馬みらいオフィス補助金 F、東葛みらいオフィス補助金 F、相模みらいオフィス補助金 F、富士みらいオフィス補助金 F、信州みらいオフィス補助金 F、百万石みらいオフィス補助金 F、三重みらいオフィス補助金 F、阪神みらいオフィス補助金 F、北摂みらいオフィス補助金 F、泉州みらいオフィス補助金 F、岡山みらいオフィス補助金 F、鳥取みらいオフィス補助金 F、島根みらいオフィス補助金 F、愛媛みらいオフィス補助金 F、福岡みらいオフィス補助金 F、熊本みらいオフィス補助金 F、日本介護みらいオフィス補助金 F、中華みらいオフィス補助金 F、業種応援みらいオフィス補助金 F、店舗みらいオフィス補助金 F、事務所みらいオフィス補助金 F

(4) 地域みらい店舗補助金 F、札幌みらい店舗補助金 F、岩手みらい店舗補助金 F、宮城みらい店舗補助金 F、福島みらい店舗補助金 F、新潟みらい店舗補助金 F、常陸みらい店舗補助金 F、茨城みらい店舗補助金 F、群馬みらい店舗補助金 F、東葛みらい店舗補助金 F、相模みらい店舗補助金 F、富士みらい店舗補助金 F、信州みらい店舗補助金 F、百万石みらい店舗補助金 F、三重みらい店舗補助金 F、阪神みらい店舗補助金 F、北摂みらい店舗補助金 F、泉州みらい店舗補助金 F、岡山みらい店舗補助金 F、鳥取みらい店舗補助金 F、島根みらい店舗補助金 F、愛媛みらい店舗補助金 F、福岡みらい店舗補助金 F、熊本みらい店舗補助金 F、日本介護みらい店舗補助金 F、中華みらい店舗補助金 F、業種応援みらい店舗補助金 F、店舗みらい店舗補助金 F、事務所みらい店舗補助金 F

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：3,850 円（税込）

契約解除料：9,800 円（不課税）

更新月：料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月）から起算して 60 ヶ月目とその翌月

附帯サービス：附帯サービスの利用開始日が属する月から起算して 3 か月目までは無料

4 か月目以降月額 3,980 円（税別）

(3) 各オフィス補助金 F をお申込みのお客さま：

- ・別紙「附帯サービス一覧」の「1 オフィス補助金サポートパック」記載のサービスを、同一覧に記載の条件で利用することができます。

(4) 各店舗補助金 F をお申込みのお客さま：

- ・別紙「附帯サービス一覧」の「2 店舗サポートパック」記載のサービスを、同一覧に記載の条件で利用することができます。

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 7（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）供給約款別表 8（支払繰延規定）に定める繰越金額および供給約款別表 9（送配電事業者託送料金改定分）に定める送配電事業者託送料金改定分の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流または契約容量に応じて、下表に定めるとおりといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロ、ハおよびニそれぞれの算定式によって求められる金額の総額といたします。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものといたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量×各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

ハ 使用電力量×一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料 (約定量従量制) (※5)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

ニ 供給管理費

供給管理費は、以下の算定式によって求められる金額といたします。

〔使用電力量×供給管理費単価× (1＋消費税率)〕

供給管理費単価は、12 円 (税別) とします。

※1:「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。

※2:「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものといたします。

※3:「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものといたします。

※4:「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものといたします。

※5: N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料 (約定量従量制) が適用されるものといたします。

※: じもとつながるビズプランにおける自治体への寄付については、供給約款別冊 11 (電気料金に基づく自治体への寄付) にて定めるとおりといたします。

<供給区域①>

■従量電灯 B 又は C に適用される場合 (まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。) (税込)

供給区域	基本料金 (月額)					
	従量電灯 B 契約電流が 20A から 60A まで					従量電灯 C
	20A	30A	40A	50A	60A	6 kVA 以上 50kVA 未満
	1 需要場所あたり					1 kVA あたり
北海道エリア	644.16 円	966.24 円	1288.32 円	1610.40 円	1932.48 円	322.08 円
東北エリア	591.36 円	887.04 円	1182.72 円	1478.40 円	1774.08 円	295.68 円
関東エリア	498.80 円	748.20 円	997.60 円	1247.00 円	1496.40 円	249.40 円
中部エリア	513.82 円	770.73 円	1027.64 円	1284.56 円	1541.47 円	256.91 円
北陸エリア	484.00 円	726.00 円	968.00 円	1210.00 円	1452.00 円	242.00 円
九州エリア	505.98 円	758.97 円	1011.96 円	1264.96 円	1517.95 円	252.99 円

＜供給区域②＞

■従量電灯 A 又は B に適用される場合（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）
（税込）

供給区域	基本料金（月額）		
	従量電灯 A	従量電灯 B ※ 1	
	6kVA 未満	6kVA までの部分	6kVA を超え 50kVA 未満の部分
	1 需要場所あたり		1 kVA あたり
関西エリア	365.80 円	365.80 円	116.16 円
中国エリア	531.77 円	531.77 円	130.68 円
四国エリア	466.82 円	466.82 円	145.20 円

※ 1 6kVA を超える場合は、6kVA までの部分の基本料金に、6kVA を超えた分の kVA 数に 1kVA あたりの単価を乗じた金額を加算した額とします。

(5) 地域みらい恵オフィス補助金 F、札幌みらい恵オフィス補助金 F、岩手みらい恵オフィス補助金 F、宮城みらい恵オフィス補助金 F、福島みらい恵オフィス補助金 F、新潟みらい恵オフィス補助金 F、常陸みらい恵オフィス補助金 F、茨城みらい恵オフィス補助金 F、群馬みらい恵オフィス補助金 F、東葛みらい恵オフィス補助金 F、相模みらい恵オフィス補助金 F、富士みらい恵オフィス補助金 F、信州みらい恵オフィス補助金 F、百万石みらい恵オフィス補助金 F、三重みらい恵オフィス補助金 F、阪神みらい恵オフィス補助金 F、北摂みらい恵オフィス補助金 F、泉州みらい恵オフィス補助金 F、岡山みらい恵オフィス補助金 F、鳥取みらい恵オフィス補助金 F、島根みらい恵オフィス補助金 F、愛媛みらい恵オフィス補助金 F、福岡みらい恵オフィス補助金 F、熊本みらい恵オフィス補助金 F、日本介護みらい恵オフィス補助金 F、中華みらい恵オフィス補助金 F、業種応援みらい恵オフィス補助金 F、店舗みらい恵オフィス補助金 F、事務所みらい恵オフィス補助金 F

(6) 地域みらい恵店舗補助金 F、札幌みらい恵店舗補助金 F、岩手みらい恵店舗補助金 F、宮城みらい恵店舗補助金 F、福島みらい恵店舗補助金 F、新潟みらい恵店舗補助金 F、常陸みらい恵店舗補助金 F、茨城みらい恵店舗補助金 F、群馬みらい恵店舗補助金 F、東葛みらい恵店舗補助金 F、相模みらい恵店舗補助金 F、富士みらい恵店舗補助金 F、信州みらい恵店舗補助金 F、百万石みらい恵店舗補助金 F、三重みらい恵店舗補助金 F、阪神みらい恵店舗補助金 F、北摂みらい恵店舗補助金 F、泉州みらい恵店舗補助金 F、岡山みらい恵店舗補助金 F、鳥取みらい恵店舗補助金 F、島根みらい恵店舗補助金 F、愛媛みらい恵店舗補助金 F、福岡みらい恵店舗補助金 F、熊本みらい恵店舗補助金 F、日本介護みらい恵店舗補助金 F、中華みらい恵店舗補助金 F、業種応援みらい恵店舗補助金 F、店舗みらい恵店舗補助金 F、事務所みらい恵店舗補助金 F

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：3,850 円（税込）

契約解除料：9,800 円（不課税）

更新月：料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月）から起算して 60 ヶ月目とその翌月

附帯サービス：附帯サービスの利用開始日が属する月から起算して 3 か月目までは無料

4 か月目以降月額 3,980 円（税別）

(5) 各恵オフィス補助金 F をお申込みのお客さま：

- ・別紙「附帯サービス一覧」の「1 オフィス補助金サポートパック」記載のサービスを、同一覧に記載の条件で利用することができます。

(6) 各恵店舗補助金 F をお申込みのお客さま：

- ・別紙「附帯サービス一覧」の「2 店舗補助金サポートパック」記載のサービスを、同一覧に記載の条件で利用することができます。

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 7（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）供給約款別表 8（支払繰延規定）に定める繰越金額および供給約款別表 9（送配電事業者託送料金改定分）に定める送配電事業者託送料金改定分の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流または契約容量に応じて、下表に定めるとおりといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロおよびハそれぞれの算定式によって求められる金額の総額といたします。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものといたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量×各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

ハ 使用電力量×一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5)÷ (1－損失率(※4)) × (1＋消費税率)

※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。

※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものといたします。

※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものといたします。

※4：「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものといたします。

※5：N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものといたします。

※：じもとつながるビズプランにおける自治体への寄付については、供給約款別冊 11（電気料金に基づく自治体への寄付）にて定めるとおりといたします。

<供給区域①>

■従量電灯 C（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）
	6 kVA 以上 50kVA 未満
	1 kVA あたり
北海道エリア	1266. 10 円
東北エリア	1216. 60 円
関東エリア	1220. 67 円
中部エリア	1204. 50 円
北陸エリア	1232. 00 円
九州エリア	1217. 38 円

<供給区域②>

■従量電灯 B（まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額とします。）

（税込）

供給区域	基本料金（月額）
	6 kVA 以上 50kVA 未満

	1 kVA あたり
関西エリア	1080.87 円
中国エリア	1092.23 円
四国エリア	1103.59 円

2 電力需要

(1) 地域みらい動力、札幌みらい動力、岩手みらい動力、宮城みらい動力、福島みらい動力、新潟みらい動力、常陸みらい動力、茨城みらい動力、群馬みらい動力、東葛みらい動力、相模みらい動力、富士みらい動力、信州みらい動力、百万石みらい動力、三重みらい動力、阪神みらい動力、北摂みらい動力、泉州みらい動力、岡山みらい動力、鳥取みらい動力、島根みらい動力、愛媛みらい動力、福岡みらい動力、熊本みらい動力、日本介護みらい動力、中華みらい動力、業種応援みらい動力、店舗みらい動力、事務所みらい動力、じもとつながるビズプラン動力

初回事務手数料：なし

解約事務手数料：3,850 円（税込）

契約解除料：9,800 円（不課税）

更新月：料金適用開始の日が属する月（供給契約が更新された場合には更新された月）から起算して 60 ヶ月目とその翌月

<料金>

料金は、基本料金、電力量料金、供給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、供給約款別表 7（安定供給維持費）に定める安定供給維持費（調整金の加減を含みます。）供給約款別表 8（支払繰延規定）に定める繰越金額および供給約款別表 9（送配電事業者託送料金改定分）に定める送配電事業者託送料金改定分の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、その 1 月の契約電流または契約容量に応じて、下表に定めるとおりといたします。
なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、以下イ、ロおよびハそれぞれの算定式によって求められる金額の総額といたします。なお、各号の金額の単位は 0.01 円とし、その端数は小数第 3 位以下を切り捨てるものといたします。

イ 使用電力量×託送従量単価(※1)

ロ 30 分コマ(※2)ごとの使用電力量×各 30 分コマに対応するエリアプライス(※3)÷（1－損失率(※4)）×（1＋消費税率）

ハ 使用電力量×一般社団法人日本卸電力取引所が定める約定量 1kWh あたりのスポット取引売買手数料（約定量従量制）(※5)÷（1－損失率(※4)）×（1＋消費税率）

※1：「託送従量単価」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める託送料金のうち、電力量料金の単価を指すものといたします。

※2：「30 分コマ」とは、1 日を毎時 0 分から 30 分までと毎時 30 分から 0 分までの 48 個に区切った 30 分単位を指すものといたします。

※3：「エリアプライス」とは、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、各一般

送配電事業者の供給区域の 30 分コマごとのエリアプライスを指すものいたします。

※4:「損失率」とは、各需要場所の属する地域を管轄する一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める損失率を指すものいたします。

※5: N 月の検針日から N+1 月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金には、N 月 1 日から N 月末日までの期間に係るスポット取引売買手数料（約定量従量制）が適用されるものいたします。

※: じもとつながるビズプラン動力における自治体への寄付については、供給約款別冊 11（電気料金に基づく自治体への寄付）にて定めるとおりいたします。

(3) 力率割引および割増し

電気機器の力率にかかわらず、力率による基本料金の割引および割増しは行いません。

(税込)

供給区域	基本料金（月額）
	1kW 以上 50kW 未満
	1 kW あたり
北海道エリア	1269.69 円
東北エリア	1198.76 円
関東エリア	1011.84 円
中部エリア	1109.61 円
北陸エリア	1130.21 円
関西エリア	1043.78 円
中国エリア	1072.55 円
四国エリア	1090.78 円
九州エリア	942.90 円

附帯サービス一覧

1 オフィス補助金サポートパック

- (1) 対象プランのお客さまは附帯サービスとして、匠ワランティアンドプロテクション株式会社（以下「匠 W&P」といいます。）が提供する「オフィス補助金サポートパック」（以下「オフィス補助金サポートパック」といいます。）を利用することができます。なお、「オフィス補助金サポートパック」の利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。
- (2) 「オフィス補助金サポートパック」のサービス内容は匠 W&P が定める「オフィス補助金サポートパック利用規約」の規定のとおりとし、お客さまは「オフィス補助金サポートパック」の利用にあたり、当該利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。
- (3) 「オフィス補助金サポートパック」の利用開始日は、電気の供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。
- (4) お客さまは、お客さまと匠 W&P との間の「オフィス補助金サポートパック」の利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、(5) の附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。
- (5) 附帯サービス料金は、契約種別ごとに定める料金表に記載のとおりとします。
ただし、匠 W&P における通常料金は月額 3,980 円（税抜）です。
- (6) 対象プランのお客さまは、契約期間中であっても、「オフィス補助金サポートパック利用規約」の規定に基づいて「オフィス補助金サポートパック」の利用契約を解約することができるものとします。但し、対象プランにおいて一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして「オフィス補助金サポートパック」を契約する場合には、契約種別ごとに定める無料期間は適用されないものとします。
- (7) お客さまと当社との対象プランによる供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間の「オフィス補助金サポートパック」の利用契約は、「オフィス補助金サポートパック利用規約」の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、「オフィス補助金サポートパック」の利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。

2 店舗補助金サポートパック

- (1) 対象プランのお客さまは附帯サービスとして、匠 W&P が提供する「店舗補助金サポートパック」（以下「店舗補助金サポートパック」といいます。）を利用することができます。なお、「店舗補助金サポートパック」の利用契約はお客さまと匠 W&P の間で締結されるものとします。
- (2) 「店舗補助金サポートパック」のサービス内容は匠 W&P が定める「店舗補助金サポートパック利用規約」の規定のとおりとし、お客さまは「店舗補助金サポートパック」の利用にあたり、当該利用規約に同意の上、その定めに従うものとします。
- (3) 「店舗補助金サポートパック」の利用開始日は、電気の供給開始日の属する月の翌月 1 日とします。
- (4) お客さまは、お客さまと匠 W&P との間の「店舗補助金サポートパック」の利用契約に基づく金銭債権の全部を、当該金銭債権を取得した時点で匠 W&P が当社に対して譲渡すること、及び、当該

債権譲渡に基づき、当社または当社の業務委託先がお客さまに対して、(5) の附帯サービス料金を請求することに同意するものとします。なお、この場合において、匠 W&P 及び当社は、当該債権譲渡に関するお客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

- (5) 附帯サービス料金は、契約種別ごとに定める料金表に記載のとおりとします。

ただし、匠 W&P における通常料金は月額 3,980 円（税抜）です。

- (6) 対象プランのお客さまは、契約期間中であっても、「店舗補助金サポートパック利用規約」の規定に基づいて「店舗補助金サポートパック」の利用契約を解約することができるものとします。但し、対象プランにおいて一度解約した附帯サービスを元に戻すことはできず、別途オプションサービスとして「店舗補助金サポートパック」を契約する場合には、契約種別ごとに定める無料期間は適用されないものとします。
- (7) お客さまと当社との対象プランによる供給契約が終了した場合、お客さまと匠 W&P との間の「店舗補助金サポートパック」の利用契約は、「店舗補助金サポートパック利用規約」の規定にかかわらず、当該供給契約が終了した日の属する月の末日付にて終了します。なお、この場合、「店舗補助金サポートパック」の利用契約の終了に係るお客さまの手続きは、別途当社が定める場合を除いて当社が代行するものとし、お客さまはあらかじめこれに同意するものとします。